

住居確保給付金のご案内

○住居確保給付金とは

離職や自営業の廃業または休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、その方の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○住居確保給付金の支給対象者

住居確保給付金の支給対象となる方は、以下の要件に該当する方が対象となります。

1 以下の(1)又は(2)に該当すること

(1) 離職・廃業の方

- ① 申請日において、離職・廃業の日から2年以内の方。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年となります。
- ② 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ③ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

(2) 休業等による収入減少の方

- ① 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある方
- ② 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ③ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、経営相談先で経営相談を行い自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認めるときは、6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができます。

2 資産、収入その他の要件

- (1) 申請日における、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）の金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないこと）以下であること
（例 単身世帯：48万6千円 2人世帯：73万8千円）
- (2) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）の収入合計額が裏面の表の金額であること（離職等により申請日の属する月の翌月から裏面の表の金額に該当することが明らかな場合、その旨を証明する書類提出により支給対象となる場合もあります。）

※(3)、(4)は裏面をご覧ください。

区分	金額（月收入）（※）
単身世帯	81,000 円に 1 か月当たりの家賃額（上限 31,000 円）を加算した額未満 ※112,000 円を超えた場合は対象外
2人世帯	123,000 円に 1 か月当たりの家賃額（上限 43,000 円）を加算した額未満 ※166,000 円を超えた場合は対象外
3人世帯	157,000 円に 1 か月当たりの家賃額（上限 47,000 円）を加算した額未満 ※204,000 円を超えた場合は対象外

4人世帯以上はお問い合わせください。

※ 税引き前の総支給額

- (3) 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）のいずれもが、受けていないこと
(4) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

○住居確保給付金支給額

月ごとに家賃額を支給します。

ただし、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（同居人含む）の収入合計額が基準額を超える場合については、次の計算式により算出します。

$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{実際の家賃額} - \text{月の世帯の収入額}$$

《事例》

2人世帯、世帯の収入 130,000 円、家賃 40,000 円の場合

基準額 123,000 円 < 収入額 130,000 円 により、計算式により算出

支給額 = 123,000 円 + 40,000 円 - 130,000 円 = 33,000 円が支給額

※ 青森市の場合、家賃額の上限は単身世帯 31,000 円・2人世帯 43,000 円・3人世帯 47,000 円で、超過分は自己負担となります。なお、駐車場料金、共益費は対象となりません。

○住居確保給付金支給期間

原則3か月間が限度。一定の条件を満たす場合、申請により3か月間を限度に支給期間を2回まで延長可能

※一定の条件とは、受給中に就職活動要件を満たし、かつ延長の申請時に支給要件を満たしていること

お問い合わせ先 『青森市自立相談支援窓口』

○ 青森市社会福祉協議会 〒030-0802 青森市本町4丁目1-3 しあわせプラザ内
(TEL: 017-723-1340) 午前8時30分～午後5時
メール: a_shakyo@mars.plala.or.jp